基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年七月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年七月八日

名古屋市北区平安一丁目七番二三号ＧＶビル三階

株式会社イー・メディカルソリューションズ

代表取締役　堀江　千秋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月八日

東京都文京区本郷二丁目一六番一三号

日本パルスモーター株式会社

代表取締役社長　増田　松敏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月八日

長野県伊那市中央五〇一四番地一

伊那燃料株式会社

代表取締役　唐澤東洋明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月八日

山口県宇部市琴芝町一丁目一番二五号

ヤマサンニッセキ株式会社

代表取締役　福田　雄二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月八日

福岡市中央区大濠公園二番三九号

空研工業株式会社

代表取締役　檜木　隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

ＷＢフロント・ロー・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍北海道札幌市西区八軒七条東三丁目六三一番地四五、最後の住所札幌市西区八軒七条西九丁目二番五―二七号

被相続人　亡　吉田　昭夫

右被相続人は平成二十六年四月五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十六日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月八日

札幌市厚別区厚別西二条三丁目一〇番二五号

相続財産管理人　吉田　哲也

限定承認公告

本籍岩手県岩手郡雫石町高前田一一八番地四、最後の住所岩手県岩手郡雫石町柿木五番地三

被相続人　亡　髙橋　健二

右被相続人は平成二十六年四月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十七日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月八日

岩手県紫波郡紫波町小屋敷字野原六九番地七

相続財産管理人　村井　玲

限定承認公告

本籍福島県南相馬市原町区栄町二丁目八四番地、最後の住所福島県南相馬市鹿島区西町三丁目三番地特別養護老人ホーム万葉園

被相続人　亡　伊佐見　了

平成二十六年七月八日

川崎市中原区市ノ坪三七八番地ライオンズマンション元住吉第三　弐番館四〇三

合資会社杉田建築設計

代表社員　杉田　隆夫

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年六月二十八日開催の通常総会において、出資一口の金額を減少することを議決し、現在の出資一口の金額五百円を八十円とすることとしましたので、この出資一口の金額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出てください。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十六年七月八日

愛知県蒲郡市三谷町港町通五八

三谷漁業協同組合

代表理事組合長　小林　俊雄

平成二十六年七月八日

福岡市中央区大濠公園二番三九号

空研工業株式会社

代表取締役　檜木　隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

ＷＢフロント・ロー・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍北海道札幌市西区八軒七条東三丁目六三一番地四五、最後の住所札幌市西区八軒七条西九丁目二番五―二七号

被相続人　亡　吉田　昭夫

右被相続人は平成二十六年四月五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十六日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月八日

札幌市厚別区厚別西二条三丁目一〇番二五号

相続財産管理人　吉田　哲也

限定承認公告

本籍岩手県岩手郡雫石町高前田一一八番地四、最後の住所岩手県岩手郡雫石町柿木五番地三

被相続人　亡　髙橋　健二

右被相続人は平成二十六年四月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十七日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月八日

岩手県紫波郡紫波町小屋敷字野原六九番地七

相続財産管理人　村井　玲

限定承認公告

本籍福島県南相馬市原町区栄町二丁目八四番地、最後の住所福島県南相馬市鹿島区西町三丁目三番地特別養護老人ホーム万葉園

被相続人　亡　伊佐見　了

平成二十六年四月七日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十七日福島家庭裁判所相馬支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月八日

埼玉県東松山市松葉町二丁目一番一三号

東松山総合法律事務所

限定承認者伊佐見薫

右代理人弁護士　笠原　徳之

限定承認公告

本籍愛知県あま市東溝口三丁目二五番地、本籍に同じ

被相続人　亡　牛田　福一

右被相続人は平成二十五年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月八日

愛知県あま市木田西新五領五〇番地一四

限定承認者　牛田　有治

限定承認公告

本籍大阪府摂津市千里丘二丁目五三番地七、最後の住所大阪府摂津市千里丘三丁目一六番二六号

被相続人　亡　豊山　秀三

右被相続人は平成二十五年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十六年六月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月八日

鹿児島県大島郡徳之島町亀徳三三四五番地

限定承認者　徳山　秀起

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一

右法定代理人成年後見人　柏村　考兵

任意清算公告

当社は平成二十六年七月五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

正誤

ページ	段	行	誤	正	
九六	一	下八～九	、第四号	、第五号の二	
		〃	〃	九若しくは第四号	若しくは第五号の二

平成二十六年三月三十一日（号外第七十号）公布国土交通省令第三十七号（船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

九六ページ別表第一の二製造検査の項中

「

14,710以上	273,300

」

は

「

14,710以上	237,300

」

の誤り。

九七ページ別表第一の二製造検査の項中

「

7,355以上 14,710未満	595,500

」

は

「

7,355以上 14,710未満	595,000

」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月八日付第一五三号九六ページ●同日付政府調達第一二六号二四ページ●四月四日付参会第一四号八八ページ

◉付録　六月官報目録一二ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）